

賠償請求

はお済みですか？

第8回 初期の賠償が未請求の方へ

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第8回は「初期の賠償が未請求の方へ（2回目以降の請求が進んでいない方）」です。

内 容

1～4回目（平成23年3月～平成24年5月）の東京電力への賠償請求は、複数の方法があります。1回目（平成23年3月～平成23年8月）または2回目（平成23年9月～平成23年11月）までが請求済みでそれ以降が未請求の方（※1）は、以下を参考に請求を進めてください。

（※1）1回目から全く請求をされていない方は、以下の請求方式のほかに全期間（平成23年3月～平成30年3月）をまとめて請求できる方法もありますので、詳しくは東京電力へご連絡ください。

賠償項目（一つの請求書）

- 精神的損害……「月額10万円（避難場所によっては12万円）×月数」を賠償
- その他の実費……避難・帰宅、一時立入り、検査等で発生した費用を賠償
- 就労不能損害……収入の減収分、増加した通勤費用を賠償
- 生命身体的損害…治療費、入通院慰謝料、入通院交通費を賠償

請求方式

請求方式		内 容
① 混合 (二つの請求方式を使用)	従来請求方式	3か月ごとに実際に発生した費用の領収書を提出して請求するもの
	簡易請求方式	平成23年12月から平成24年5月までの期間に限り領収書を不要とし、 <u>前回（平成23年11月分まで）の実績に応じて請求するもの</u> 注：簡易請求は東京電力への申出が必要になります。
② 従来請求方式		3か月ごとに実際に発生した費用の領収書を提出して請求するもの

請求方式のイメージ図

請求期間	1回目 (平成23年3月～平成23年8月)	2回目 (平成23年9月～平成23年11月)	3回目 (平成23年12月～平成24年2月)	4回目 (平成24年3月～平成24年5月)	
請求方式	① 混合	従来	従来	簡易	簡易
	② 従来請求	従来	従来	従来	従来
		領収書必要		前回の実績により領収書不要	
		領収書必要			

※ 5回目（平成24年6月～）以降の請求は①、②ともに、包括請求方式（一定期間をまとめて請求。「その他の実費」は領収書不要の定額。）、従来請求方式のどちらかを選択することができます。

東京電力
連絡先

原子力損害賠償全般 **TEL 0120 (926) 404**
受付時間：9時～19時（月～金曜日（祝日を除く））
9時～17時（土・日曜日、祝日）

問 総合窓口課賠償支援係 **TEL 0243 (62) 1105**